

第1章 都市計画マスタープラン改定の趣旨

1-1 都市計画マスタープラン改定の背景・目的

現行の新見市都市計画マスタープラン（新見市の都市計画に関する基本的な方針）は、平成25(2013)年度に見直しを行って以降、「新見市総合振興計画」及び岡山県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した都市計画に関する基本的な方針として、その役割と機能を果たしてきました。

その後、策定から約7年を経過する中で、我が国では人口の減少、少子・高齢化が顕著となり、新見市（以下、本市という。）では、これまでの想定を超える人口減少が進み、地域社会の活力の低下が危惧されています。

一方、東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害が各地で発生し、本市においても平成30(2018)年7月豪雨、令和元(2019)年9月集中豪雨災害等の大規模な自然災害を続けて経験し、安全・安心で災害に強いまちづくりを求める声が高まっており、都市計画、まちづくりを取り巻く環境は大きく様変わりしてきています。

そうした中、平成30(2018)年度に本市ならではの「地域共生社会」の実現を目指す「新見市版地域共生社会構築計画」を策定、さらに令和2(2020)年6月に第3次新見市総合計画を策定し、少子高齢化の進展による人口減少を踏まえた、新たなビジョン、目指すべき都市像を掲げ、まちづくりを進めていくこととしました。

また国では「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行により「立地適正化計画制度」が創設されました。

今後これら各計画との整合を図りつつ、事業の見直し（都市計画道路の見直しなど）や、関係法令の改正への対応等を図るため、「都市計画マスタープランの改定」を行うものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

産業及び社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応する上で、都市をゆとりと豊かさが真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、様々な施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、ますます重要となっています。

また、このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要です。

さらに、住民の理解と参加の下に進めていく前提として、都市整備に関わる総合的な施策の体系を、行政内部の運用指針にとどめず住民にわかりやすい形で提示することも重要となります。

以上の点を踏まえ、都市計画マスタープランに求められる役割としては、次のようにまとめられます。

■ 都市計画マスタープランに求められる役割

①具体的な都市の将来ビジョンを示します。

住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な“将来ビジョン”を確立し、地域別のあるべき市街地像や、まちの課題に対応した整備方針、市民生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めます。

②地域別の都市づくり事業の相互調整を図ります。

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等、都市計画・まちづくりに関する個別計画を定め、地域別の都市づくり事業について、相互の整合性を図ります。

③都市計画に関する個別計画の決定・変更の指針となります。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する個別計画の決定・変更の指針となるものです。
都市計画マスタープランに示す将来像は、本市の都市計画事業全般の決定・変更の方向性を示す指針としての役割を持ちます。

④市民によるまちづくり活動の方向を示します。

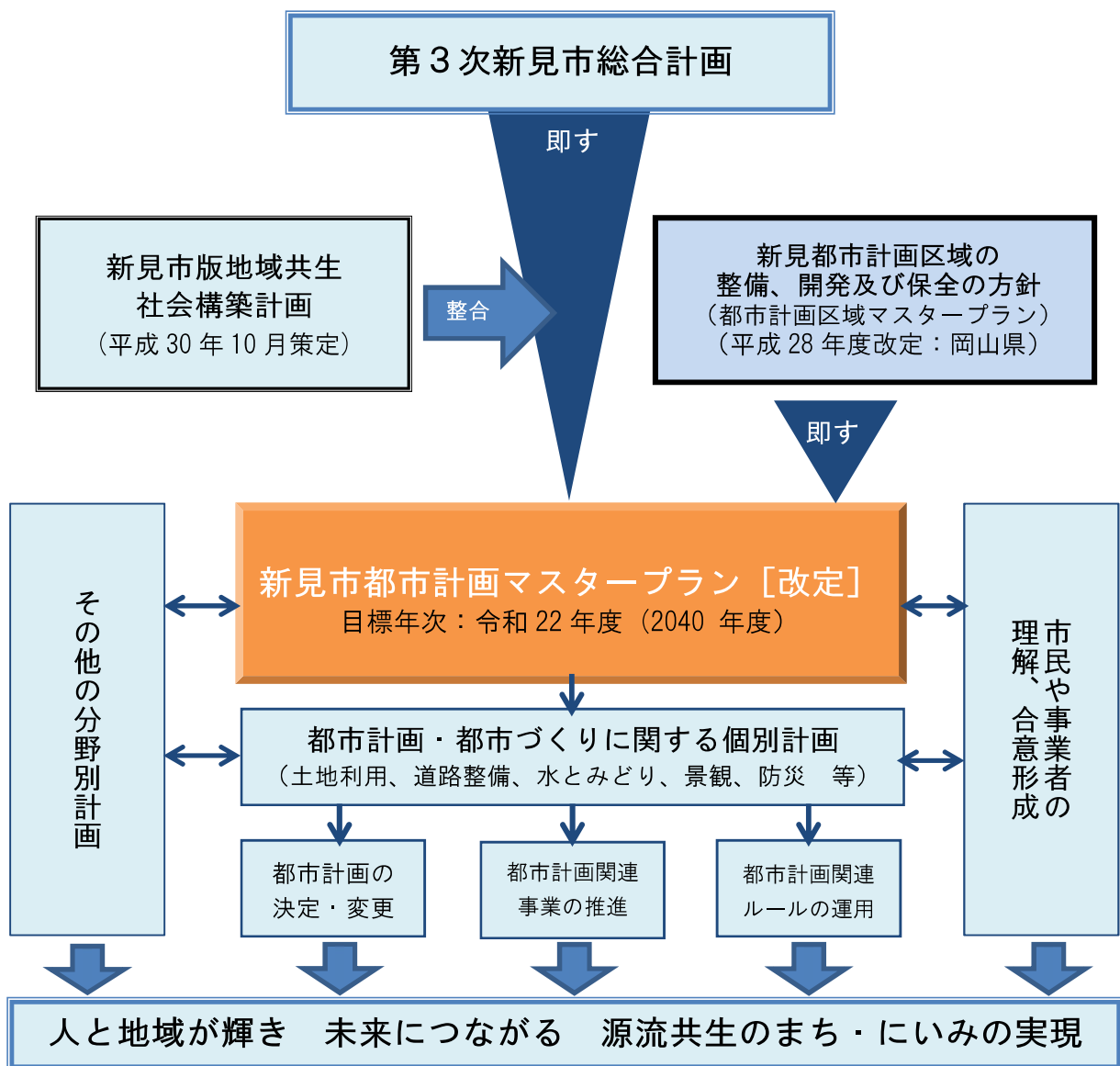
市民と行政がまちづくりや地域づくりに対する現状と課題を共有し、解決に向けて協働して取組を進めていくための“まちづくり活動の方向”を示します。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

今回の改定においては、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」や、「新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン：岡山県）」に即して定めるものです。

また、都市計画・都市づくりに関する個別計画の上位計画として位置づけます。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



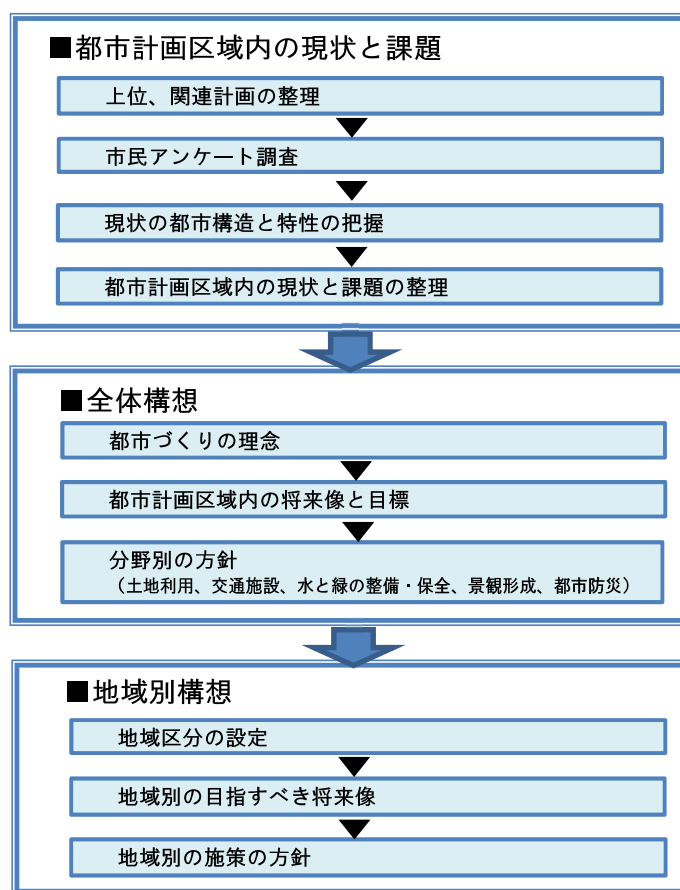
1-3 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、「都市計画区域内の現状と課題」と、都市計画区域全体の整備方針等を総合的に示す「全体構想」、さらに地域別に詳細化・具体化した「地域別構想」の3部で構成しています。

「全体構想」では、都市計画区域の将来像と目標を示すとともに、これに基づく土地利用や道路整備など、法に基づく都市計画行政を進める視点から必要な各分野の「基本方針」、「基本的な考え方」と「施策の方針」を示します。

また、地域別構想では都市計画区域を構成する“4つの市街地”（①上市・西方・高尾地域、②新見駅を中心とした西方・高尾地域、③新見・金谷地域、④正田・石蟹地域）における「地域の目指すべき将来像」および「施策の方針」を「地域別構想」として示します。

■ 都市計画マスタープランの構成



1-4 都市計画マスタープランの目標年次

概ね20年後を目標年次とし、新たな「都市計画の基本的な考え方」を示すものとします。

また、本計画に基づく都市計画行政の進捗状況などについて評価・解析を行うとともに、計画期間の間、必要に応じた見直し等を行うこととします。

目標年次 令和22年度（2040年度）